

農地法許可申請書、届出書等添付書類一覧

R8.1.23作成:伊豆の国市農業委員会

- ☆ 農地法第3条 … 農地を農地として賃貸借・売買する場合
 - ☆ 農地法第4条 … 自分の農地を本人が転用(農地以外)する場合
 - ☆ 農地法第5条 … 農地を転用しようとする第三者に賃貸借・売買する場合
- ※証明書類は、申請前3か月以内のものを添付してください。

種類	用例	申請部数	※添付書類	通
第3条 市農業委員会許可	市外の農業者が権利を取得する場合	※1部	・土地の登記事項証明書(原本)	1
			・案内図(1/1000~2000)	1
			・公図写(1/500~600、申請地及び隣地の地番、地目、面積、所有者を記入)	1
			・譲受人の住民票抄本(原本)	1
			・送入が譲受人の場合、定款若しくは寄付行為の写し又は法人の登記事項証明書(必要に応じ譲事録又は法人の印鑑証明書)、株主名簿、事業計画概要(耕作管理計画)を添付	(1)
			・譲受人の耕作証明書(原本。耕作地の農業委員会で発行)	(1)
			・耕作管理計画書(譲受人が市内で新たに農業を始める場合)	(1)
	市内の農業者が権利を取得する場合	※1部	・抵当権、地役権、永小作権等の同意書	(1)
			・委任状	(1)
			・土地の登記事項証明書(原本)	1
第4条 市農業委員会許可 (転用しようとする農地が市街化調整区域にある場合)	農家住宅 農業用施設建物	※1部	・案内図(1/1000~2000)	1
			・公図写(1/500~600、申請地及び隣地の地番、地目、面積、所有者を記入)	1
			・配置図	1
			・計画平面図(給水・排水を明記)	1
			・計画建築平面図	(1)
			・資金証明(残高証明、融資証明)	1
			・事業の必要性がわかるもの(事業計画書など)	1
			・耕作管理計画書(一時転用の場合、農地へ復元後の計画)	(1)
			・代替性の検討資料	(1)
			・都市計画課事前相談票と相談に対する都市計画課の回答(建物を建築する場)	(1)
			・抵当権、地役権、永小作権等の同意書	(1)
			・委任状	(1)
	駐車場 資材置場 (建物無)	※1部	・建物を建設する場合、都市計画と同時申請(同時許可のため)	
			・土地利用該当事業場合は、市の土地利用委員会の承認が得られなければ、受付できない	
			・土地の登記事項証明書(原本)	1
			・案内図(1/1000~2000)	1
			・公図写(1/500~600、申請地及び隣地の地番、地目、面積、所有者を記入)	1
			・配置図	1

☆ 隣地承諾は原則不要だが、転用することにより生ずる問題等は、申請人が「自己の責任で解決する」旨を申請書(転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要欄)に必ず明記する。

○ 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用の場合は、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定書、電力会社との電力受給契約申込書(電子申請画面の写しでも可)、接続契約案内の写し、設備に係るパンフレットを添付、資金計画に撤去費用を見込んでください。

農業用施設届出	農業用 倉庫等 (敷地2a 未満)	2 部	・土地の登記事項証明書(原本)	1
			・案内図(1/1000～2000)	1
			・公図写(1/500～600、申請地及び隣地の地番、地目、面積、所有者を記入)	1
			・計画平面図	1
			・計画建築平面図	1
			・計画建築立面図	(1)
			・配備する農具等一覧表、その他参考資料	1
			・農業振興地域整備計画の軽微変更について(申請書)	(1)
			・委任状	(1)

☆ 農振農用地(青地)の場合「農業振興地域整備計画の軽微変更手続き」を事前に行うこと。

☆ 都市計画法施行規則第60条適合証明申請する者は「農業用施設証明書願」を添付すること。

	用 例	申請部数	※添付書類	通
相続税の納税猶予に関する適格者証明書		2 部	・土地の登記事項証明書(原本)	1
			・案内図(1/1000～2000)	1
			・公図写(1/500～600、申請地及び隣地の地番、地目、面積、所有者を記入)	1
			・特例農地等の明細書	1
			・名寄一覧(写で可)	1
			・除籍謄本(被相続人)	1
			・戸籍抄本(相続人)	1
			・遺産分割協議書(写)	1
			・委任状	(1)
非農地証明		2 部	・土地の登記事項証明書(原本)	1
			・案内図(1/1000～2000)	1
			・公図写(1/500～600、申請地及び隣地の地番、地目、面積、所有者を記入)	1
			・現況写真(2方向以上)	1
			・固定資産評価証明書(原本)又は評価通知書(原本)	1
			・建物の登記事項証明書(原本)	(1)
3条買受適格者証明		2 部	・裁判所が公告した競売に関する書類の写し	
			・その他3条許可申請に準ずる。	1
5条買受適格者証明		2 部	・裁判所が公告した競売に関する書類の写し	
			・その他5条許可申請に準ずる。	1

※ 申請部数は、標準的なものであり、申請人の人数によっては提出部数が増えるのでご留意願います。

申請人へ返戻される分の申請書等には、添付書類は不要です。

添付書類の通数()は、必要に応じて添付。

※ 委任状は行政書士等に書類の作成や提出を委任する場合に必要となります。

また、申請人が複数の申請について行政書士に委任しない場合においても、申請書の提出を他の申請者に委任する場合は委任状が必要です。

注) 添付書類については、別途追加する場合もありますのでご了承ください。